

こんな悩み事はありませんか…？

障害のある子の
親亡き後が心配



軽度の認知症で一人
暮らしの母を悪徳商
法から守りたい



預貯金の出し入れな
ど金銭管理やいろい
ろな手続きが、一人
でできるか心配にな
ってきた



成年後見制度を利用することで

お子さんの契約
行為や財産管理
のお手伝いがで
きます。

必要のない契約
を取り消すこと
ができます。

後見人などによ
る金銭管理、各
種手続きへの支
援を受けること
ができます。

法定後見制度利用後
家庭裁判所での手続き後、Nさん
の状況に合った保佐人が家庭裁判
所により選任され、区費の支払いな
どのお金の管理や、市役所への申請
などの書類管理が保佐人の支援で
問題なく行えるようになりました。
Nさんは、生活環境が大きく変
わることなく、今後も地域で暮ら
していただける見通しです。

Nさんは、お金や書類の管理が
難しくなっているようです。
物忘れもあり今後の生活が心配
です。近くに頼れる親族はなく、
自分は、海外に戻らなければなり
ません。そこで、成年後見制度を
利用することにしました。

制度を利用したNさんの例
Nさんは高齢ですが一人で元氣
に暮らしている。と離れて暮らす
息子は思っていました。
海外在住の息子が久しぶりに帰
省すると、近所の方が「区費が払
えていない」と集金にきました。
心配になり、郵便物の確認をする
と、市役所からの通知や通販の請
求書が、家のあちこちに放置され
ています。

Nさんは、お金や書類の管理が
難しくなっているようです。

愛する地域に住み続けたい

成年後見制度

後見人があなたを守る

成年後見制度は、判断能力が十分
でない方が、財産侵害を受けたり、
人としての尊厳が損なわれることが
ないように、法律面や生活面で支援
する仕組みです。

成年後見制度は、大きく分ける
と、法定後見制度と任意後見制度
の2つがあります。

法定後見制度

現在、判断能力が十分でなくな
った方を支える制度です。
ご本人の判断能力の程度に応じ
て、「後見」「保佐」「補助」の3つの
制度が用意されています。

また、支援者に選ばれるのは、
ご本人の配偶者・親・兄弟姉妹な
どの親族や、弁護士・司法書士・
社会福祉士などの専門職です。

任意後見制度

ご本人の判断能力が十分でなく
なった場合に備える制度です。
判断能力があるうちに、将来、
判断能力が不十分な状態になった
時に備えて、あらかじめ自らが選
んだ支援者と自分の生活・財産の
管理方法などを定めて契約してお
きます。

南丹市の成年後見制度の利用促進については、関係機関(各相談窓口)、京都弁護士会・京都司法書士会・京都社会福祉士会・南丹市社会福祉協議会にご協力いただき、連携・協議を図りながら進めています。



南丹市権利擁護・成年後見センター
(南丹市役所福祉相談課)



南丹地域包括支援センター



南丹市障害者基幹相談支援センター

Interview

自身の将来のために

知ってほしい。



南丹市権利擁護・成年後見センター 相談支援員

林 高秀(社会福祉士・精神保健福祉士)

南丹市権利擁護・成年後見センターで成年後見制度に関する相談支援を担当。また、自身も成年後見人として活動中。

「普段は後見人としてどんな後見活動をされておられますか。」

林 利用者(被後見人)の生活の質を豊かにするお手伝いとして、財産の管理、例えば本人の収入と支出のバランスを整え必要なお金を使えるような支援や、必要な福祉サービスなどの契約の支援などを行っています。利用者によって細かな支援内容は異なります。

「利用者によって支援内容が大きく変わってくるのですか。」

林 変わります。利用者といっても、認知症の方や日常生活は一人でできるが、お金のコントロールが一人では難しい方などさまざまなケースがあります。また、生活能力だけでなく、利用者一人一人に性格の違い、それぞれの個性があります。その方の環境や性格に合わせた支援内容、方法を利用者と一緒を考えます。まずは利用者のごをよく知ることから始まります。

「まずは利用者を知るところから始まるんですね。人それぞれとなると苦勞することも多いですか。」

林 利用者一人一人に違いがあるなか

南丹市権利擁護・成年後見センター

令和2年4月 福祉相談課に「成年後見制度」に関する相談窓口ができました。

成年後見制度は、判断能力が十分でない方を法律面や生活面で支える大切な制度ですが、メリットだけではなく、デメリットもあります。例えば、成年後見制度の利用が決定すると、ご本人の判断能力が回復しない限りは、利用をやめることができません。そのため制度の仕組みを理解し、利用することが重要です。しかし、「制度の名称を聞いたことはあるが、内容までは知らない」という方が多く、制度に関しての認知度は低い現状にあります。

南丹市では、市民の皆さんが制度について気軽に相談いただけるように、市民にとって身近な市役所(福祉相談課)に「南丹市権利擁護・成年後見センター」を設置しました。

で、利用者が住み慣れた地域で安心して生活できるようにするために、日々勉強が必要です。利用者の支援をしていくなかで、それぞれの人生の歩みと一緒に走らせてもらうことは大変意義のあることだと感じています。それに、「何より利用者からの「ありがとう」が活動を続けていくうえでの励みになります。」

「最後に、読者の皆さんに伝えたいことはありますか。」

林 全国的には、まだまだこの制度を知らない方は多く、知っていても私には不要だと思ってしまうと感じています。しかし、将来のことなど誰にもわかりません。いつ来るかわからない「いざという時」のために備えておくことはとても大切です。今は「こんな制度があるんだな」そんなふうにと頭の片隅に置いていただけたら幸いです。また、もし今困っている方や、もう少しこの制度について知ってみたいと思われた方は、後見センターで随時制度説明などをさせていただいておりますので、お気軽にご相談ください。

相談・利用支援について

センターでは、成年後見制度に関すること、成年後見制度を利用するための手続き、専門職団体の案内、提出書類についての相談を社会福祉士が受けられます。

〔日時〕

月曜日～木曜日 午前9時～午後4時(祝祭日・年末年始は除く)

予約の方が優先となりますので、来所前にお電話でお問い合わせください。

成年後見制度は愛する地域に住み続ける助けとなります。

後見人をはじめ、多くの関係者が全力でサポートします。

南丹市権利擁護・成年後見センター(福祉相談課)

住所・南丹市園部町小椋町47番地
TEL(0771)6810023

〔南丹市役所4号庁舎1階〕